

マイナンバーカードの健康保険証等の利用について

当院ではマイナンバーカードによる健康保険証としての(オンライン資格確認等を含む)ご利用ができます。ご利用の方は**マイナンバーカード**を1階総合受付にご提示ください。

令和4年10月の診療報酬改定で「**医療情報・システム基盤整備体制充実加算**」が新設され**初診**となる患者様でマイナンバーカードによるオンライン資格確認による薬剤情報、健診情報を利用した場合と、利用しなかった場合の初診料に加算される点数が異なります。(保険情報のみの利用は「利用しなかった」となります。)

初診料に加算される点数

マイナンバーカードによるオンライン資格確認等を**利用した場合** 加算点数 2点

利用しなかった場合(保険情報のみ利用含む) 加算点数 4点

(令和5年4月～12月までは診療報酬上の特例措置として下記の通りとなります)

初診料に加算される点数**利用した場合** 加算点数 2点・**利用しなかった場合** 加算点数 6点

再診料に加算される点数**利用しなかった場合** 加算点数 2点(月1回)

【ご利用時に際して】

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、事前に健康保険証利用の申込みをお願いします。

当院でも**マイナンバーカードをお持ちの患者様の健康保険証としての利用申込み**は行える事になっていますが、登録完了に時間がかかる場合もございます。待ち時間の発生を防ぐため、あらかじめお手続きをしていただくことをお願いします。

◎マイナンバーカードでできること

・健康保険者証としての利用

(健康保険被保険者証・国民健康保険被保険者証・高齢受給者証・後期高齢医療受給者証等)

・健康保険資格有無の確認(オンライン資格確認)

・診療情報・特定健診・薬剤情報の閲覧等

◎マイナンバーカードでできないこと

各種医療証、市町村等の**公費受給者証等**(子ども医療、心身障害者、ひとり親、難病医療・特定疾患等)の**オンライン資格確認はまだできません**ので、お持ちの方は今まで通り**公費受給者証をご持参**くださるようお願いいたします。

【お願い】

保険の切り替え直後(転居、就職、退職、年齢による負担割合の変更など)など、保険者でのデータ登録が間に合わずマイナンバーカードが使えない場合もあるようですので、**今まで通り保険証がある場合はご一緒に持参してください。**

(マイナンバーカードのみの持参で資格情報の**確認ができない場合、自費扱い**となります。)

*マイナンバーカードによるご利用可能な項目は令和4年10月1日現在のものとなります。

*マイナンバーカードの申請等、詳しくは厚生労働省の Web サイト等をご覧ください。

よくある質問にお答えします

マイナンバーを見られるのが不安です

医療機関や薬局の窓口職員が、マイナンバーを取り扱うことはありません。もし見られたとしても、他人があなたのマイナンバーを使って手続きすることはできない仕組みになっています。

マイナンバーカードを持ち歩いて大丈夫なの？

健康保険証として使えるようになっても、多岐用途や多機能化とマイナンバー一連の連携がカードのICチップに入ることはありません。落としたり、壊したりした場合は、下記フリーダイヤルまで電話3分程度でカードの一時利用停止を受け付けています。

どこで利用できるの？

マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関・薬局は、右のステッカーやポスターが目印です！利用できる医療機関・薬局は、順次増えていきます。

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！

※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。

マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178** 受付時間(標準時を基準に) 平日 9:30~20:00 土曜 9:30~17:30

※1. 一部のIC電話機で上記ダイヤルに繋がらない場合

マイナンバーカード等 050-3818-1250

※2. 郵送、申請書、郵便物、ステッカー、ポスター、各種対応のフリーダイヤル

マイナンバー制度について 0120-0178-26

マイナンバーカードについて 050-3816-9405

マイナンバーカードの申請方法はこちら↓

0120-0178-27

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！

どうやって使うの？

スッと置いてピッと認証！

とっても簡単！

1 マイナンバーカードをカードリーダーに置く

2 オンラインであなたの医療保険資格を確認！

利用申込はカンタン！

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、申込が必要です。利用の申込は、マイナポータルやセブン銀行のATMからできます。医療機関・薬局の健康保険証付きカードリーダーでも利用申込できますが、待ち時間があるため、事前の申込をお勧めします。

マイナンバー(12桁の数字)は使いません！

7つのメリット

- より良い医療が可能に！**
本人が同意すれば、初めての医療機関でも、特定健診情報や今までに受けた薬剤情報や処方箋等と共有でき、より適切な医療が受けられようになります。
- 自身の健康管理に役立つ！**
マイナポータルで、2021年10月までに、自分の特定健診情報を確認できるようになります。2021年10月(予定)から自分の薬剤情報を閲覧できるようになります。
- オンラインで医療費控除がより簡単に！**
マイナポータルで、2021年11月(予定)から自分の医療費通知情報が閲覧できるようになります。
- 手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要に！**
限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。
- 医療保険の資格確認がスムーズに！**
カードリーダーで課金を確認すれば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受け付けにおける事務処理の効率化が期待できます。
- 医療費の手続きコストの削減！**
医療保険の請求額が減少することから、医療保険等の事務処理コストが削減でき、持続可能な制度運営につながります。
- 健康保険証としてずっと使える！**
就職や転職、引越しても、マイナンバーカードを健康保険証としてずっと使うことができます。

図1 オンライン資格確認の仕組み

